

1886（明治19）年、ため公園の看守人となつた。木村莊助をはじめ、有志者巳十郎が、兄の遺志を継ぐとともに造園を始めるため



故水原衛作君紀念之碑 2014（平成26）年9月29日・筆者撮影

1891（明治24）年、柿崎巳十郎や木村莊助など計6名が発起して、公園創設者である水原衛作の年回忌を理由に建立された。石碑は、旧奥州街道を挟み、公園創設の根拠となる「三誓の松」と相対するように設置されている。

である。

柿崎は公園の完成を願つた水原の遺志を継承して、公園の風致体裁を整備しようとした。だが、現実的に資金難に悩まされ、造園の限界を感じたのである。

そのため1890（明治23）年、柿崎たちは協議し、公園附属地（水原の所有地）を青森町（現青森市）へ寄

1881（明治14）年に、水原が公園創設願を青森県へ提出した際に、は、1873（明治6）年の公園制度に見合う場所が「公園」に指定されたに過ぎなかつた。しかし市制町村制をはじめ、1891（明治24）年には府県制・郡制が施行されて事情が変わつた。全国的に府県管理の公

園が市町村へ移管されるようになつていくからである。このことは、1891（明治24）年に建立された水原の記念碑からも理解できる。弥が文章をつくり、碑文の意向は、すぐには成就しなかつた。

興味深いのは、青森町当附しようとした。そして柿崎自身は兄の遺志を継続できることを願い出た。他方、青森町では同年、青森県に対して海岸側へ公園を拡大するよう上申していた。しかし柿崎や青森町の意向は、すぐには成就しなかつた。

合浦公園通史② 故水原衛作君紀念之碑

（青森県史編さん調査研究員）

中園美穂

故水原衛作君紀念之碑

字体は青森県書記官の松沢光憲が担当。「故水原衛作君紀念之碑」の文字は佐和正県知事によるものだ。青森県当局が石碑の建立に関与しているのは、公園創設に県が深く関わっていることである。水原が造園した当初の公園は、東津輕郡造道村字浪打（根子堰以西）に位置していた。だが、1889（明治22）年の市制町村制の施行で青森町が誕生すると、公園は青森町の町域に含まれるようになつた。これに対し、柿崎らにとつて石碑の建立は、水原に対し事業の大転換を決意が建立されたことになる。個人の手による造園に限界を感じ、公園自体を青森町へ寄附することは、水原が手がけた公園事業を、表向き否定することになるからだ。しかし柿崎らは、水原の遺志を実現するため町へ公園を寄贈するのである。そして公園が青森町（後に青森市）の公園になるからこそ、公園の創設者が水原で